

大阪府オリエンテーリング協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、大阪府オリエンテーリング協会（Osaka Orienteering Association 略称「OOA」。以下「協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協会は、大阪府におけるオリエンテーリングの普及振興を図り、もって府民の健康体力づくりに寄与することを目的とする。

(事 務 局)

第3条 協会は、事務局を会長の定めるところに置く。

(事 業)

第4条 協会は、次の事業を行う。

- (1) 日本オリエンテーリング協会に対し、大阪府を代表する事項の処理
- (2) 講習会及び研修会の開催
- (3) 公認指導員資格認定事業の処理
- (4) オリエンテーリングクラブの育成
- (5) オリエンテーリングに関する調査研究
- (6) オリエンテーリング大会の開催
- (7) パーマネントコースに関すること
- (8) 地図及びトレイルの管理等に関すること
- (9) その他オリエンテーリングの普及に必要な事項

(会 員)

第5条 協会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 —— 府内のオリエンテーリングクラブ等の団体
- (2) 賛助会員 —— この協会に賛助する個人及び団体
 - (1) の団体に加入していないオリエンテーリングディレクター及びインストラクター
 - (1) の団体に加入していない個人
- (3) 名誉会員 —— この協会が名誉会員として認めた個人及び団体

(入 会)

- 第6条 1 正会員、賛助会員は、所定の入会申込書に会費を添えて提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 年度途中であっても、会員として加入させることが望ましい者がある場合は、これを理事会の承認を得て加入させることができる。

(会 費)

- 第7条 1 正会員、賛助会員は、別に定める規程の会費を納入しなければならない。
- 2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(資格の喪失)

- 第8条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。
- (1) 正会員、賛助会員は、会費を2年度分滞納したとき
 - (2) 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に著しく違反する行為があったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

第2章 役員

(役員)

第11条1 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名以内
- (6) 会計 1名

2 会長及び役員については、会員の互選により選任する。(理事と監事は相互に兼ねることができない)

(任期)

第12条1 役員の任期は、選任を受けた日から1年間とし、再任を妨げない。ただし、任期満了日が通過しても後任役員が選任されない場合は、その任期を後任役員が選任されるまで延長する。

2 やむを得ない事情により役員が任期の途中で退任する場合は、第19条(1)号の規定にかかわらず、理事会が、当年度中の後任役員を選任することができる。

(職務)

第13条1 会長は協会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を処理する。

4 事務局長は、協会の事務を処理する。

5 監事は、協会の事業及び資産の状況を監査する。

6 会計は、協会の会計業務を取り扱う。

第3章 会議の運営

(会議)

第14条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の招集)

第16条1 総会は会長が招集する。

2 通常総会は、年1回開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。

4 正会員の3分の1以上から、会議の目的である事項を示して請求があったときは、会長は速やかに総会を招集しなければならない。

5 総会の招集は、少なくとも総会の7日以前に、その会議の目的、日時及び場所を書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条1 総会の議長は、会長または会長の指名したものがこれにあたる。

2 議長は総会を主宰し、その議事の進行を図り、議場の秩序を保持する。

(総会の定足数)

第18条1 総会は、正会員の3分の1以上のものが出席しなければ開会することができない。

2 総会の議決は、正会員の出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 正会員が総会に出席できないときは、書面をもって議長に議決権を委任することができる。この場合、委任したものは出席したものとみなす。

(総会の権能)

第19条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員の選出
- (2) 事業計画及び収支予算についての審議
- (3) 事業報告及び収支決算についての事項
- (4) 会則の改廃についての事項
- (5) その他、本会の運営に必要な重要事項

(理事会)

第20条1 理事会は会長が招集し、会長がその議長となる。

ただし、状況に応じてウェブ上での付議も可能とする。

- 2 理事会の議決は出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の権能)

第21条 理事会はこの会則に定めるもののほか、次の事項を付議する。

- (1) 事業の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、必要と認めた事項

(監事の出席)

第22条 監事は理事会に出席し、その職務に関し意見を述べることができる。

第4章 組 織

(専門委員会)

第23条 協会は、必要に応じて、理事会の議決により各種の専門委員会を置くことができる。

第5章 協会の運営

(会 計)

第24条 協会の会計は、会費、事業収入及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第25条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 補 足

(施行規則)

第26条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(雑 則)

第27条 この会則に定めない事項で、協会の管理及び運営に関し必要な事項が生じた場合は、会長がこれを決定し、処理するものとする。

[付 則]

1. 大阪府オリエンテーリング委員会規約は、平成17年6月3日をもって廃止する。
2. 本会則は、平成17年6月4日より施行する。
3. 本改正会則は、平成18年4月21日より施行する。
4. 本改正会則は、平成20年7月31日より施行する。

平成18年4月21日改正施行

条 目	改正前	改正後
第3条	協会は、事務局を大阪市中央区森ノ宮中央2丁目13番33号ユースサービス大阪企画推進部に置く。	協会は、事務局を会長の定めるところに置く。

第 7 条 1	正会員、賛助会員は、別に定める本会規約の会費を納入しなければならない。	正会員、賛助会員は、別に定める 規程 の会費を納入しなければならない。
第 18 条 2	総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。	総会の議決は、 正会員 の出席者の過半数の同意をもって決する。
第 18 条 3	会員が総会に出席できないときは、書面をもって議長に議決権を委任することができる。	正会員 が総会に出席できないときは、書面をもって議長に議決権を委任することができる。
第 19 条	(4)規約の改廃についての事項	(4) 会則 の改廃についての事項
第 21 条	理事会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を付議する。	理事会はこの 会則 に定めるもののほか、次の事項を付議する。
第 23 条	1 協会に次の委員会を置く (1)広報普及委員会 (2)事業委員会 2 必要に応じて、その他の専門委員会を置くことができる。	協会 は、必要に応じて、 理事会 の議決により各種の専門委員会を置くことができる。
第 26 条	この規約の施行について必要な事項は、	この 会則 の施行について必要な事項は、
第 27 条	この規約に定めない事項で、協会の管理及び運営に関し必要な事項が生じた場合は、会長がこれを決定し、処理するものとする。	この 会則 に定めない事項で、協会の管理及び運営に関し必要な事項が生じた場合は、会長がこれを決定し、処理するものとする。
付則2	本規約は、平成17年6月4日より施行する。	本会則 は、平成17年6月4日より施行する。

平成 20 年 7 月 31 日改正施行

条 目	改正前	改正後
第 12 条 1	(条目番号)第 12 条	(第 12 条 2 の追加に伴う)第 12 条 1
第 12 条 2	(新設)	やむを得ない事情により役員が任期の途中で退任する場合は、第19条(1)号の規定にかかわらず、理事会が、当年度中の後任役員を選任することができる。

平成 28 年 6 月 2 日改正施行

条 目	改正前	改正後
第 20 条 1	理事会は会長が招集し、会長がその議長となる。	理事会は会長が招集し、会長がその議長となる。 ただし、状況に応じてウェブ上での付議も可能とする。

令和 4 年 1 月 15 日改正施行

条 目	改正前	改正後
第 11 条 1	(5) 監事 2 名	(5) 監事 2 名以内 (6) 会計 1 名
第 13 条 1		6 会計は、協会の会計業務を取り扱う。